

— 復興に関する情報をお届けします —

けせんぬま 復興ニュース

第1号 (平成24年8月1日発行)

【発行】

気仙沼市秘書広報課

〒988-8501

宮城県気仙沼市八日町1丁目1番1号

TEL: 0226-22-6600 内線 207・208

FAX: 0226-24-3566

E-mail: h-koho@city.kesennuma.lg.jp

気仙沼市復興計画



けせんぬま復興ニュースの発刊にあたって

気仙沼市長 菅 原 茂

震災から二度目の夏になりました。

本市では、市民の皆様の不安を少しでも減らし、明日への希望を持っていただけるよう、現在、各種住民説明会などでご意見をいただきながら、気仙沼市の再建への取組を進めております。

今後、これらの取組の進捗状況や復興関連情報などを掲載した「けせんぬま復興ニュース」を定期的に発行し、市民の皆様へ復興のみちのりをお知らせすることとしました。

市民の皆様とともに、新しい気仙沼市の建設に取り組んでまいりますので、皆様もご意見をお寄せください。

✓ 住まいの再建に関する手続きを開始

市では、「住まいの再建」に向け各種事業を進めています。

その内容や手続き方法などについてお知らせします。

- ① 災害危険区域の指定
- ② がけ地近接等危険住宅移転事業の受付開始
- ③ 住まいに関する相談窓口の設置



① 災害危険区域を指定しました ●

住民の生命を守るため、条例により津波などによる危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、住宅などの建築物の建築制限を行います。

■ 問い合わせ先／

・市住宅課建築係
tel: 0226-22-6600
内線 585・588

？ 災害危険区域とは…

津波、高潮、出水等による危険の著しい区域として、地方公共団体の条例で指定された地域のことです。

？ 区域の定め方…

L1 対応の防潮堤などを整備しても、東日本大震災と同様の津波によるシミュレーションの結果、浸水被害が発生する可能性が高い区域を基本として定めます。

- L1 対応…津波防護レベルのこと
- ・当市では、明治三陸津波
 - ・数十年から百数十年に一度の津波 (人命および資産を守るレベル)

？ 区域内の建築制限は…

今後は建築確認申請の際に、次の用途の建築物の建築が制限されます。

- ① 住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿・寮
- ② 児童福祉施設等
- ③ 旅館業の営業に使用する施設
- ④ 病院・診療所のうち入院施設があるもの
- ⑤ 宿泊施設のある研修施設

※原則として建築が制限されますが、市長が災害防止上支障がないと認める場合は、建築可能となります。

？ 区域を確認するためには…

災害危険区域を確認する場合は、次の場所でご覧 (縦覧) いただけます。

縦覧…書類などを誰でも閲覧できるようにすること

■ 場所／

- ① 建設部住宅課 (市役所第2庁舎2階)
- ② 唐桑総合支所建設課
- ③ 本吉総合支所建設課



②がけ地近接等危険住宅移転事業の 受付を開始しました

～災害危険区域から任意で移転する場合 借入れ資金の利子相当額を補助します～

気仙沼市災害危険区域に関する条例による区域指定に伴い、
がけ地近接等危険住宅移転事業の受付を7月10日より開始し
ました。

■問い合わせ先／

- ・市住宅課建築係
tel:0226-22-6600
内線585・588
- ・唐桑総合支所建設課
tel:0226-32-4526
- ・本吉総合支所建設課
tel:0226-42-2977

■事業の概要／

現在、災害危険区域内に居住している方や震災時に居住していた方が任意で移転する際に、
住宅再建にかかる資金を借り入れた場合の利子相当額等を補助します。
利用手順は次ページ（3ページ）をご覧ください。

■補助の要件／

次の要件を満たす場合が対象となります。

- ①住宅再建に係る契約や工事などが未着手であること。
※既に完成・着工済みである場合は事業対象となりません。
- ②災害危険区域内に住宅があること（借家可）。
※震災発生時に区域内の住宅に住まいされ、現在避難生活を送られている方も対象
となります。
- ③災害危険区域外の安全な場所に移転できること。

■補助の概要／

災害危険区域内の住宅の除却や引越しに要する費用と、住宅などの購入や建設に要する資金
を金融機関から借り入れた場合の借入金利子に相当する費用について、下記に示す限度額の範
囲内で補助を受けることができます。

- ①除却等費 限度額 78万円／戸
危険住宅の除却などに要する費用で除却費、移転費、
仮住居費、跡地整備費が対象となります。
- ②建設助成費 限度額合計 708万円／戸
 - (1)建物取得への利子補給 限度額 444万円／戸
 - (2)土地取得への利子補給 限度額 206万円／戸
 - (3)敷地造成への利子補給 限度額 58万円／戸

■申込受付／

- ・受付窓口…市役所住宅課（当面の間、第3庁舎に窓口を設置します）
唐桑総合支所建設課、本吉総合支所建設課
- ・受付時間…午前9時から午後5時まで
※利用条件などについては、事前にお問い合わせいただきご確認ください。

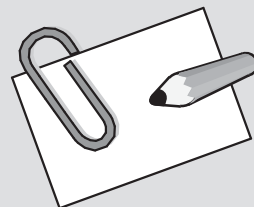


一今後の住まいに関する意向調査にご協力ください一

災害公営住宅の建設や市が誘導する防災集団移転事業の推進に向けて、被災された皆さまの
今後の住まいに対するご意向をより詳しく把握するため、今後意向調査を実施する予定で
ございますのでご協力をお願いします。

《調査スケジュール》

- ・意向調査の実施 7月下旬から
- ・調査結果に基づく計画の公表 10月予定



《がけ地近接等危険住宅移転事業の利用手順》

①申請前の確認…… 利用条件の確認（左ページ参照）

②申請書類の提出……

（申請時に提出する書類）

- ・補助金交付申請書（様式第1号）および移転事業計画書（様式第2号）
※申請書は、住宅課および各総合支所建設課にあります。（市ホームページでもダウンロードできます。）
- ・被災した住所に居住していた事が確認できる書類（住民票など）
- ・危険住宅の所有者がわかる書類（登記事項証明書※滅失の場合は不要）
- ・既存建物の配置、平面図など（滅失の場合は不要）、現況の写真
- ・移転敷地の案内図、造成計画、計画建物の配置図、各階平面図、立面図（2面以上）
- ・融資計画書（償還予定表）、工事の見積書の写しまたは概算書（土地取得に係る仮契約書等含む）
- ・代理人を設けた場合は委任状

③事業の承認……

市が「事業承認通知書兼補助金交付決定書」を送付

④工事等の着手……

既存建物除却、跡地整備、土地取得、敷地造成、建築工事の契約締結、工事開始
※事業の一部を変更する場合は、変更承認申請書（様式第5号）を提出
※事業を中止する場合は、中止承認申請書（様式第6号）を提出

⑤完了書類の提出……

完了時（すべての工事が終了し引越しが済んだ時）提出書類

- ・実績報告書（様式第7号）
- ・実費額に係る領収証の写し
- ・借入金の借用証明書（償還内訳書付）の写し
- ・土地購入に係る売買契約書または敷地造成に係る請負契約書の写し
- ・移転住宅に係る土地および住宅の登記事項証明書
- ・事業前、事業中および事業完了後の写真（各2枚）

⑥完了の審査……

完了の検査（市が現地を確認します）、補助金額確定通知書の送付（様式第8号）

⑦請求書の提出……

補助金請求書兼振込先通知書の提出（様式第9号）

⑧補助金の振込み

③住まいに関する相談窓口を設置しました ●

災害危険区域の指定、がけ地近接等危険住宅移転事業の受付開始、災害公営住宅・防災集団移転事業の進展などに伴い、市民の皆さまの住まいに関する相談をお受けするため「相談窓口」を設置しました。

市では、これまでも来所や電話による相談を随時行ってきましたが、相談窓口を設置することで、より具体的にご相談いただけるようになり、早期の住まいの再建につなげていただいたいと考えていますので、ぜひご利用ください。



■場所／市役所用地課内（市役所第2庁舎1階）

■時間／午前9時から午後5時まで

■内容・担当／

①防災集団移転促進事業…用地課防災集団移転係 tel：0226-22-6600 内線 593・594

②災害危険区域の指定、がけ地近接等危険住宅移転事業

…住宅課建築係

tel：0226-22-6600 内線 585・588

③災害公営住宅……………住宅課災害公営住宅係 tel：0226-22-6600 内線 538・539

※相談者数が多数の場合は、お待ちいただく場合があります。

※第2庁舎駐車場に相談者優先駐車スペース（2台分）を設置しますが、満車の場合はワンテン駐車場をご利用ください。



8月20日(月)より 柳津～気仙沼間